

第 2 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年5月15日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年 5 月15日 (火曜日)

午後 1 時 1 分開議

午後 2 時 9 分閉会

政務調査課課長補佐 内 田 豊

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝

本日の会議に付した事件

(1) 水俣病対策の経緯及び現状について

出席委員 (14人)

委員 長 西 岡 勝 成
副委員 長 前 川 收
委 員 倉 重 剛
委 員 児 玉 文 雄
委 員 松 村 昭
委 員 小 杉 直
委 員 岩 中 伸 司
委 員 中 原 隆 博
委 員 荒 木 義 行
委 員 平 野 みどり
委 員 大 西 一 史
委 員 氷 室 雄一郎
委 員 鎌 田 聡
委 員 吉 永 和 世

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 村 田 信 一
次 長 富 永 安 昭
次 長 駒 崎 照 雄
環境政策課長 坂 本 慎 一
環境保全課長 古 庄 眞 喜
水環境課長 林 田 源 正
水俣病保健課長 谷 崎 淳 一
水俣病審査課長 田 中 彰 治

事務局職員出席者

午後 1 時 1 分開議

○西岡勝成委員長 それでは全員おそろい
でございますので、ただいまから第2回水俣病
対策特別委員会を開会いたします。

なお、本日は、特別委員の編成、そして執
行部との初めての委員会の開催でございます
ので、第2回でございますが、私の方から一
言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私、このたび自民党の推せん、そして当委
員会の御推挙によりまして、水俣病対策特別
委員長を仰せつかりました。微力ではござい
ますけれども、前川副委員長ともどもに、そ
してベテランの先生方、また昨年も当委員会
に所属された委員の先生方、そして執行部の
皆さん方と一緒に、緊急を要しており
ます患者救済に向けて誠心誠意努力を重ねて
まいりたいと思いますので、微力ではござい
ますけれども、よろしくお願いを申し上げて
おきたいと思っております。

この委員会は、もちろん特別委員会でご
ざいまして、患者の方々の救済ということ
を絞り込んでからの議論になりますので、ま
ずもって御了承をいただきたいと思ってお
ります。

なお、園田代議士を座長といたします与
党水俣病問題に関するプロジェクトチーム
におきましては、環境省からの委託を受け
て県が実施をいたしております、救済の
対象となり得る方々の実態調査の結果を
踏まえまして、6月中に新たな救済策を
まとめるという整理がなされてお
りますので、大変厳しい日程では
ございますけれども、被害者の方々の
早期救済ということを大きなテーマ
として、皆様方の御協力を得ながら、
その解決策に向けて

頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げておきます。

限られた時間の中で、付託された調査事案については、委員各位の忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの最初のごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、今回は初めての委員会でございますので、執行部職員の自己紹介をお願いいたします。課長以上の職員の方は、自席からそれぞれお願いをいたします。なお、委員のお手元には関係部局の職員名簿をお配りしてあります。

それでは、環境生活部長から順にお願いをいたします。
(環境生活部長、次長～水俣病審査課長の順に自己紹介)

○西岡勝成委員長 それでは次に、執行部を代表いたしまして村田環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

○村田環境生活部長 執行部を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

県議会におかれましては、長年にわたりまして水俣病対策を県政の最重要課題の一つとしてとらえていただき、まことにありがとうございます。また、関西訴訟最高裁判決以降、認定申請が急増するなど、水俣病問題の新たな局面を迎える中で、早速平成17年2月には水俣病対策特別委員会を設置いただきました。

これまでの委員会においては、被害者の方々への医療事業に係る県の財政負担の軽減や認定審査会の再開、さらには新たな救済を求めておられるの方々への対応等につきまして、徹底した審議をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

既に御案内のとおり、新たな救済策につ

まくとめられるということで、非常に大事な時期を迎えております。そのような中、さきの臨時県議会におきまして、直ちに当委員会の設置を御決定いただき、また、加えて早速第2回目という形で開催をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

現在の水俣病対策の概況についてですが、まず認定審査会につきましては、これまでの委員の方々に改めて御就任をいただき、去る3月10日によりやく再開することができました。今後も審査会が円滑に開催されるよう努めてまいります。

また、新たな救済策につきましては、昨年12月の与党プロジェクトチームの会議で、その検討の一助とするため、被害者の方々の実態調査を環境省において実施することになりました。さらに、本年3月の与党プロジェクトチームの会議では、この実態調査と並行して救済策の検討も進め、調査結果を踏まえて、先ほども申し上げましたように、6月中には新たな救済策をまとめるという整理がなされたところでございます。県としては、救済策の早期実現のため、環境省から実態調査の委託を受け、現在その実施に全力で取り組んでいるところでございます。

被害者の方々には、一日も早い救済を切望されております。この機を逸すれば、被害者の方々への早期救済は遠のいてしまいます。また、地元が努力してこられたもやい直しにも大きな影響を及ぼしかねません。

6月といいますと、残された時間はわずかでございます。県といたしましては、何としましてもこの6月に救済策が講じられるよう、本当に険しい道りではございますが、この実現に向けてしっかりと取り組んでまいりますので、ぜひとも委員の先生方の御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

○西岡勝成委員長 それでは、議題に入りた

と思います。

本日は、今回の委員改選で新しく本委員会の委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて水俣病対策に関するこれまでの経緯及び現状につきまして執行部から報告を受けた後質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして谷崎水俣病保健課長及び田中水俣病審査課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 それでは、資料の1ページをお願いいたします。

少し長くなりますので、着座のままよろしければ、御了承いただければと思います。

○西岡勝成委員長 どうぞ。暑いですから、どうぞ先生方上着をお取りください。

○谷崎水俣病保健課長 1番の最高裁判決以降の水俣病対策の主な経緯につきまして御報告をさせていただきます。

平成16年10月15日、御案内のとおり、水俣病関西訴訟最高裁判決が出されました。11月29日に、国が今後の水俣病対策を検討する際のたたき台とするための水俣病対策案として、以下の4項目につきまして県議会全員協議会で御了承いただきまして、県から環境省へ提出をいたしました。

先ほども部長のごあいさつで申し上げましたように、平成17年2月15日に、県議会水俣病対策特別委員会を設置いただいたところでございます。早速3月7日には、県議会議長及び水俣病対策特別委員会の委員長から、国に対して、県財政負担の軽減を内容とする要望書を提出していただきました。

これを受けまして、3月31日に環境省から、申請受け付け再開後の保健手帳等に係る国と県の負担割合に関する案、いわゆる国8割、県2割という案を提示されまして、4月4日に特別委員会の方で了承されたところでござ

います。

これに続きまして、4月7日には環境省が、以下の3項目を中心に今後の水俣病対策を発表いたしました。10月3日には、水俣病不知火患者会が、国、県及びチッソ株式会社を相手に損害賠償請求訴訟を提起しております。10月13日は、先ほど申し上げましたように、今後の水俣病対策の内容に基づきまして、保健手帳、いわゆる新保健手帳の申請受け付けを再開いたしております。

次のページをお願いいたします。

18年度になりまして、4月27日に県議会において、水俣病公式確認50年を迎えるに当たっての宣言決議が可決されたところでございます。5月1日に、公式確認50年の節目の水俣病犠牲者慰霊式が開催されました。環境副大臣が被害者団体と懇談をされております。5月19日に、松岡先生を座長とする第1回目の与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム、以下与党PTと申し上げさせていただきますが、による会議が開催されました。

5月1日までに国の方で何らかの救済の手だてが講じられるだろうと私ども期待をしておりましたけれども、なかなか動きがありませんでしたので、5月29日になりまして、県議会水俣病対策特別委員会が開催されまして、平成7年の政治解決と同様の手当て、一時金を含む救済策を講じることなどを内容とします水俣病問題早期解決のための要請を国に対して行うことを決議いただきまして、5月31日に、その要請書を環境省及び県選出の国会議員の先生方に対して提出をいただいたところでございます。

6月16日に与党PTによる会議が開催されまして、国と県が連携して患者団体との協議を重ねるよう要請がありました。これを受けまして、7月10日、県議会及び県が提案いたしました平成7年の政治解決と同様の救済策の実施等に関しまして、津奈木町において患者団体を中心とした地元意見交換会を実施い

たしまして、以降、関係市町において合計12回実施をさせていただきました。この間、7月21日に、水俣病対策特別委員会の前中原委員長中と藤川副委員長が、被害者団体9団体と水俣市におきまして意見交換を行っていただきました。

9月に新内閣が成立し、松岡先生が農林水産大臣に御就任なられたことによりまして、新たに園田先生が座長になられまして、12月7日に与党PTによる会議が開催されました。その結果、新たな救済策の検討を進めることと救済策策定に向けて被害者の方々の実態調査を実施する方針が示されたところでございます。

年明けまして3月9日の与党PTによる会議では、被害者実態調査を4月から行い、これと並行して救済策の検討を進め、調査の結果を踏まえて6月までには新たな救済策を取りまとめるといった方針が示されたところでございます。

3月10日には、これまで認定審査会委員の御了解を得てまいりましたけれども、その御了承を得まして、最高裁判決以降で第1回目となる認定審査会を開催することができました。4月6日になりまして、与党PTの指示によりまして実態調査を開始いたしております。先日5月1日には、公式確認から51年目を迎える水俣病犠牲者慰霊式がとり行われたところでございます。この際、環境大臣が被害者団体と懇談をされております。

次に、2の国における救済策の検討状況について若干御報告をさせていただきます。

(1)でございますが、先ほども申し上げましたように、与党PTで新たな救済策の検討の一助とするために、救済の対象となり得る者の人数や症状、日常生活等の実態を把握するとの方針が示されまして、これを受けて環境省が調査を実施することとなりまして、先ほどの部長のあいさつにもありましたように、県は、環境省からの委託を受けまして、

現在この調査に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、4月6日に、私どもの対象者9,999名の方々に対しましてアンケート調査を発送し、5月10日現在でございますが、7,083名の方々からの回答を得ているところでございます。また、アンケート調査と並行しまして、対象者の5%程度の方々を抽出した医師、保健師による面接調査も実施しているところでございます。

与党PTでは、調査の結果を踏まえて、先ほど申し上げました6月中に新たな救済策を取りまとめられるものと考えております。

次のページをお願いいたします。

(2)のところでございますが、今回新たに救済を求めておられる方々はいろいろな団体に加入されておられまして、それらの団体の主な状況につきまして御報告をさせていただきます。

まず、水俣病被害者芦北の会でございますが、会員数約210名でございます。最高裁判決以降結成された団体でございまして、平成7年と同様の救済を要望されておられます。

次に、水俣病出水の会、会員数約2,600名でございます。最高裁判決以前から鹿児島県の出水市を中心に活動を続けてきた団体でございまして、最高裁判決以降会員が急増しております。平成7年と同様の救済を要望されておられます。

次に、水俣病不知火患者会でございます。会員数約1,900名でございます。最高裁判決以降結成された団体でございまして、平成17年10月以降、1,270人が原告として損害賠償請求訴訟を提起されておられます。裁判による救済を求めておられまして、実態調査につきましては拒否をされておられます。

それから、水俣病被害者互助会でございます。会員数約150名でございます。最高裁判決以降に、昭和48年に裁判で勝訴されました1次訴訟原告の家族の方々、いわゆる子供さ

んたちを中心として結成された団体でございまして、裁判による救済を求める方針を持っておられます。ただ、まだ提訴はされておられません。今回の実態調査につきましては拒否をされておられます。

獅子島の会、会員数約80名でございますが、出水の会から分離した団体でございます。

次の説明につきましては、審査課長の方にバトンタッチさせていただきます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

引き続きまして、4ページ、3の認定申請等の状況につきまして御説明したいと思います。着座の上御説明をさせていただきます。

(1)の認定申請の状況についてでございますが、最高裁判決以降の熊本県への認定申請者数は、4月末現在で3,310人となっております。

(2)の認定審査会の開催についてでございますが、本年3月10日に、最高裁判決以降第1回目の認定審査会を開催したところでございますが、今後、検診の状況等を勘案しながら、認定審査会の円滑な開催を図り、認定業務の促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

(3)の検診の状況についてでございますが、東京、大阪、名古屋及び水俣の各医療機関に委託して行っております検診につきましては、通常業務の中で検診能力に限界がありますことから、水俣病認定申請者の急増に対応するため、水俣におきましては、県からの医師派遣による検診を進めております。まだ十分な検診医の確保ができておりませんので、引き続き国や関係医療機関との協議を進めているところでございます。

次の5ページをお願いいたします。

4の水俣病に関する裁判の状況等についてでございます。

まず、(1)の国家賠償等請求訴訟(ノーモ

ア・ミナマタ訴訟)についてでございますが、訴えの内容は、水俣病不知火患者会に所属する原告が、国及び県の賠償責任を認めた平成16年10月の最高裁判決を前提に、チッソに対しましては850万円、国及び県に対しましては、そのうちの4分の1を限度として支払いを求めるものでございます。現在、第8次まで提訴があっておりまして、原告数は1,270人となっております。

裁判の状況につきましては、平成17年10月3日の提訴以来、口頭弁論がこれまでに8回開催されております。国、県としましては、原告個人の方の症状の有無や程度等につきまして、主張、立証が十分ではないということで、原告にその説明を求めてきております。

次に、(2)の水俣病認定申請棄却処分取り消し及び認定義務づけ訴訟についてでございます。

訴えの内容は、県が行った棄却処分の取り消しと水俣病であることの認定の義務づけを求めるものでございます。

裁判の状況につきましては、平成13年12月19日の提訴以来、口頭弁論がこれまでに20回開催されておまして、本年7月に結審の予定でございます。

最後に、(3)のその他の訴訟の動向としまして、水俣病認定不作為違法確認及び認定義務づけ訴訟についてでございますが、これは、水俣病関西訴訟で損害賠償請求について勝訴されました原告2名の方が、県を被告として、水俣病認定申請について、長期間処分をしていないことが違法であることの確認及び水俣病と認定することを求める訴訟を近く提起される予定でございます。

以上でございます。

○谷崎水俣病保健課長 済みません、引き続きまして、もう1枚縦長の資料をお配りいたしていると思いますが、水俣病関係資料というふうに書いてあるものでございます。

この資料で、現在の認定申請者数あるいは手帳交付者の数をお示しいたしておりますので、これについて若干御報告させていただきます。

まず、1の水俣病認定申請数でございますが、4月30日現在で熊本が3,310人、鹿児島が1,809人となっております。このうち申請から原則として1年以上経過した方については、医療費等の助成の手帳を交付いたしております、その数は、その下で示しておりますように、熊本が2,734人、鹿児島が1,479人となっております。

本県分のこの医療費等につきまして、国費、県費を合わせまして今年度は一応3億2,000万円ほどの予算を計上させていただいております。

それから次に、2の保健手帳交付者数でございますが、先ほども申し上げましたように、平成17年10月に申請受け付けを再開したことによりまして、その数が急増いたしております、4月30日現在で熊本が7,885人、鹿児島が1,752人となっております。

これと、もう一つの医療手帳、これは平成7年に交付をいたしました手帳でございます、今はもう申請受け付けはいたしていませんが、この医療手帳所持者の方が5,807人おられまして、その合わせた医療費等につきまして、国費、県費合わせまして今年度は31億5,000万円ほどの予算を計上させていただいております。

なお、この医療費等につきましては、県選出の国会議員の先生方の御尽力にもよりまして、昨年度の地方交付税措置において、県負担分約12億円のうち、その半分の6億円につきまして負担軽減を図っていただいている状況でございます。

次に、3の国賠訴訟の状況につきましては、先ほど水俣病審査課長の方から御報告されたように、その原告数が8陣までで1,270人となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○中原隆博委員 冒頭、委員長から、患者の方々の救済をいかに速やかに図るかという大前提のもとに立てば、こういう形で実態調査をなさっておられて、その回答率も70%を超えているということなんですね。具体的な数字はわかるんですが、この中身をもう少し説明していただきたいということが第1点。

それと同時に、司法に行かれる方々は、この実態調査を拒否なさっていると。どういふことでこれを拒否なさっているのか、合わせて2点、まずは伺いたいと存じます。

○谷崎水俣病保健課長 実態調査の中身につきましては、私どもの方の調査ということではございませんでしたので、私どもは集計をしておりません、私どもの方で回収いたしましたものを、業者を通じて環境省の方に提供するという形にさせていただいております。中身については、我々としては、今まだ分析はいたしておりません。

それと、不知火患者会さんが今回の実態調査について拒否をされているものでございますが、基本的には司法による救済をとということではございますけれども、今回の調査の内容につきまして、症状等の把握の中身につきましても、その項目についていろいろ御疑問を持っていらっしゃる状況の中で、今回の調査には協力できないということでお話をされていると思います。

以上でございます。

○中原隆博委員 司法に行かれるということ

であっても、自分たちはやっぱりこういう症状があるからという部分があるなら、わざわざ実態調査をなぜ拒否なさるのか、ちょっと私自身がわからないものですから、その点を踏まえさせていただいたわけでありませう。

これはやっぱりその実態……どうぞ、もう一回。

○谷崎水俣病保健課長 私どもも、地元の説明会を計6回ほどやらさせていただきましたが、その折にも、今回の対象になられた方々に対して、自分たちの今の健康の状態、これを本当に国の方にわかっていただくためにいい機会ではないですかということに訴えまして、それで、そのような結果もありまして今回の率も高まったのかなと思っておりますが、できるだけ不知火患者会さんが——どなたが不知火患者会さんに入っていらっしゃるか我々も把握はしておりませんが、今回の中でも幾らか不知火患者会さんの中でも御協力をいただいた方もおられるのかなとは思っておりますが、いずれにしても、それぞれ今対象者の方々が置かれている状況、これについては、こういう機会をとらえて国の方に主張していただければなという気持ちはございました。

○中原隆博委員 早期解決を含めてあるいはこういう実態調査も、自分はこちらからという形で、やはりそういう団体の方々もぜひ掘り起こしていただきたいと思っております。できるだけことはしていただきたいと、このように思っております。

○西岡勝成委員長 実態調査のもとにいろいろな判断がされるわけですので……

○中原隆博委員 それがないと判断できないと思うんですよ。

○倉重剛委員 ちょっと同じ問題なんだけど、実態調査を拒否されている方々、これは6月まである程度プロジェクトチームで方向性を、それを一つのベースにしようという前提がありますね。そうすると、この拒否された人たちの対応は、どういう扱いをするんだろうか。もう全く無視するわけ、それは。

○村田環境生活部長 さっき9,999人にアンケート——まあ、これはたまたまそういう数字の並びになったわけですけども、約7割を超える方々から返ってきたと。これは裁判をしている不知火患者会の方々に確認をしたわけではありませぬので、一部報道で1,300通ほど団体の方で回収をされたというふうには伺っておりますが、要は、そういった数字を全体の母数から引いていくと、いわゆる今回アンケートを拒否された、イコール裁判で今後闘っていこうとされている方を除くと、8割以上の方が回答されているんだと思っております。

したがいまして、裁判を今主張されておられる方々は、行政の、いわゆる政治決着の救済に基本的に反対の意を唱えていらっしゃいますので、裁判の場で解決したいと。したがって、行政・政治救済の資料となる形のものに対するアンケートには、いわゆる協力することはいかなものかというようなベースあるいは調査項目に対する反論、いろいろお考えがあらうかと思っておりますけれども、そういうことでアンケートには協力はされなかったという流れだろうと思っております。

アンケートに協力した、しないは、今後の施策に関係することはございませぬ。

○倉重剛委員 ということは、こういうふうには理解していいですか。

というのは、拒否した方々は、要するに裁判でもって決着をつけようという方々だから、ある意味においては、もうその方々を別

な枠でもって解決を図っていくということで、そこは仕分けをするということで、あくまでも手法としては、実態調査を踏まえた形で、プロジェクトチームはそれをベースにして物を考えていくというふうに理解していいんですか。ちょっとしつこいけれども、そこは……。

○村田環境生活部長 私どもは、昨年1年間、県議会と車の両輪で政治救済あるいは行政救済を求めてまいりました。できるだけたくさんの方々に救済に賛同いただいて、多くの方々が一日も早い救済ができるように進めてきたつもりであります。

しかしながら、片方で、裁判をする権利というのは、これは我々から剥脱したりすることはできませんので、その流れはその流れとして、これはもうとめられない流れだろうと思います。したがって、どうしても司法に訴えてという方々の流れは、それはそれで念頭に置かざるを得ないのかなと。

しかし、裁判はそれなりの時間もかかりますし、今回6月までに示していただけるものが地元の御納得をいただけるようなものであれば、裁判をやっている方々からも、そういう流れに乗っかるような方々が出るような、そういう期待感がございますけれども、それはそういう手法をとっている方々の御判断ですので、それはそれとして念頭に置かざるを得ないというのが今の状況だろうとっております。

○倉重剛委員 そういうことでしょうか。そのくらいの覚悟を決めとかなないと整理できないと思うわけです、これは正直言って。頑張っていたきたい。

○西岡勝成委員長 ほかにありませんか。

○氷室雄一郎委員 今、最初の出だしの部分

では、この回答率というのは非常に低かったわけですが、ここに新たに数字を示されたわけですが、70%以上という、非常に頑張っているんじゃないかと思いますが、この数字については県はどういう判断をされていますか。

○谷崎水俣病保健課長 この数字につきましては、先ほど部長の方からも話がありましたように、実際不知火患者会さんが回収されているものを引けば8割ぐらいになるんじゃないかということもありますけれども、その率を高いとか低いとか、そういった形での評価は特に考えておりませんで、そういう意味では、一人でも多くの方々の声を国の方に伝えるというのが我々の責務だと思っておりますので、一人でも、一枚でも多くの回答を寄せていただくということに今主眼を置いてやっておりますので、特に評価はさせていただいておりません。

○氷室雄一郎委員 拒否をされている団体にも働きかけをしながら、並行してこの実態調査を進められてきたわけでございますけれども、今ちょっとお話をされましたけれども、そういう拒否をされている方々に対しての御努力の部分が実っている部分は、数字的にはわからないわけなんですか。

○谷崎水俣病保健課長 先ほどもちょっと申し上げましたように、お一人お一人がどの団体に入っているか、余り明確なことはわからないものですから、実際不知火患者会としてうちの方に回答されたという方が何人おられるかというのは、そこまでちょっと出ていないのでわかりませんが、ただ、そういう意味ではある程度、先ほど話がありましたように、不知火患者会さんが回収されている以外のものを考えれば8割ということですから、多くの方々が御理解いただいて、御協

力いただいたのかなという感じだけでございます。

○村田環境生活部長 今、氷室委員がおっしゃいましたように、たしか最初の締め切りの時点では50数%ぐらいだったかと思います。その後、我々としては、今、課長が申し上げましたように、たくさんの方々の御意思、御意見として国に上げたいということがありましたので、当然のことながら、その後さらに追加の説明会あるいはいろんな手法を使うような中で、たくさんの方々から回答をいただくようなことをやりました。そういうこともあってだろうと思いますが、さらに20%を上乗せするような形が出てきたと思います。

これが高かったか低かったかというのは、なかなか評価をどういう形でするかというのは難しいところがございます、基本的には環境省あるいは与党P Tの方で主導してされた調査ということで、県としては、その数字について、高い低いということについては今時点では余り評価を申し上げない方がいいのではないかというふうな感想を持っております。

○西岡勝成委員長 よございますか。

○荒木義行委員 与党プロジェクトの方で6月に解決策をとということで報告をいただいていると。ただ、私自身信じないわけじゃないんですが、環境省さん、いつもぎりぎりになってくると、まあ小出しというわけじゃないけれども、何かちよつと出して、また何か月先送りということの繰り返しで今日まで来て、また逆に言うと、せっかく期待をしている患者会の方々にもまた不信感というおそれもなきにしもあらずというふうに思うんですが、部長の個人的見解で、本当にこの6月にそれなりの環境省案が出てくるような感じなんでしょうか。

○村田環境生活部長 環境省案というよりは、今回の場合、与党P T案という形で先行して出てくるだろうと思います。

○荒木義行委員 だから、そのプロジェクトチームが出すといたら、環境省がのめるやつでないとしてこれないわけでしょう。逆に言えば、それでないと園田座長だって、自分が結論を出してこれでやるよと言ってできる問題じゃない。それには財務省もあるだろうし、厚労省の問題もあるでしょう。

だから、そういった意味で、せっかくアンケートをとって、それをまとめてやるのに、この6月という数字を、県は担保をとることはもちろんできませんが、6月がいみじくもまた調整不足でなんていうことには感じとしてはないんですかと。それはもう期間が短いですからね。我々がまた意見書をまとめて出すとか、そういう期間がないですから、まあ何となく……。

○村田環境生活部長 荒木委員がおっしゃる心配を全く同じように持っております、もう時間はほぼゼロだと言っても過言ではないぐらいの切迫感を実は持っております、そういうこともあって、きょう急遽開いていただいたということなのでありますけれども、先ほどのように、これまでの流れの中で、先送り案とかそういう形のを荒木委員もずっと見てこられたのでよく実感として踏まえておられるんだろうと思いますし、一番心配いたしますのは、今政治決着に同意を示しておられる方々が、不信感を持たれて、最終的に何だと、いわゆるもうあとはやっぱり裁判しかないんだなという流れに行くことを、正直言って一番心配をいたしております。

ただ、そのことは与党P Tの座長の園田先生、よく御理解されておりますので、さきの5月1日にも水俣病の慰霊式にも来られまし

たし、これまでの流れの中で6月中にはと、いわゆる今国会会期末まで、それを過ぎれば参議院選挙でしばらくはできないと、だから、6月末まで——6月23日が会期末のはずであります、それまでには何とかという思いを強くおっしゃっておりますので、今はその思いに最大の期待をかけながら、我々としてはぶつからせていただきたいというふうに思っております。

○荒木義行委員 わかりました。

○中原隆博委員 関連して。

今、荒木先生がいみじくもおっしゃったように、もう6月23日、今部長から答弁があったとおりであります。そういたしますと、これまで関西訴訟判決以降2年数カ月がもう過ぎているわけです。堂々めぐりの議論じゃなくて、もう建設的な内容をもって何とか6月23日、会期末までに政治決着できるような水俣病対策特別委員会の姿でなければならぬとこのように思うんですが、いかがですか。

○村田環境生活部長 時間的経過も大変気になるところでありまして、新たな訴訟あたりの動きも当然出てまいります。そういう中で、県としても、認定審査の流れ、そういうものも含めて救済策の状況というのはだんだんだんだん追い込まれているというのが私の今非常に切迫した思いでございます。

状況については、全く中原委員と同じ感覚、関心を持っておりますので、この5月、6月が一つの大きな山場、勝負どころだというふうな思いで、先生方とともに頑張らせていただきたいというふうに思っております。

○岩中伸司委員 いろいろ大変な時期のような感じがします。いろいろ経過を聞いていてもですね。

一つだけ私はずっと気になっていたのは、

認定審査会、これが最高裁判決以降——まあ大変な苦労だったと思うんですが、テーブルに着いて第1回が開催をされていますね。その後、今の報告では、検診の状況等を勘案しながら審査会の円滑な運営、開催を図っていくということですがけれども、この認定審査会の開催と認定審査につかれている委員の先生方の、本当に腹を割った今の、何とかな、思いというのは、ちゃんとこの認定審査会でできていくのかどうなのかというのを私は本当に心配するんですが、どうですか。

○村田環境生活部長 3月10日に、2年数カ月ぶりに認定審査会が一応再開をいたしました。その際、2つの大きな問題点の整理があったかと思っております。

1つは、52年の判断条件でこれまでもやってきたわけですが、その前提を変えない、崩さないでいくということ、これは県としては、いわゆる基準というのは法定受託事務上我々が決められる問題ではございませんので、審査会もそれを自由に操って決めるということはできませんから、再開するとなれば、当然、これまでの52年判断条件でいかにざるを得ないという整理が1つございました。

もう一つは、最高裁の判決とともにこの審査会はストップしたわけでございますが、さりとて、最高裁の中で、いわゆるメチル水銀中毒症という言葉を使った形で高裁まで表現されておりましたが、いわゆる公健法で認定されない方についても損害賠償請求が認められたと。そういう中で、一定レベルの症状がある方に何らかの救済策を行政としてとるのは、ある意味で審査会の先生方も大きな期待感を持っておられました。

したがって、先ほどの荒木委員の御質問にさらにつけ加える形になりますが、6月までの救済策が進捗をするということは、この審査会を継続するというのも一つの条件的なことになるわけで、いわゆる審査会の先生方

が救済策に対する期待感も大変大きくお持ちでございます。ですから、6月までに——このときは環境省からも出てこられて、環境省としても6月末までに与党PTがまとめるという救済策について全力を挙げるということをおっしゃいましたので、それに対する期待感を込めながら再開をしたと。救済策に先行して再開をしたと。鹿児島県は、救済策の中身を見てから再開するというふうにおっしゃっておりますので、熊本の場合は、先んじて動き出そうという先生方の一つの意気込みを示していただいたものというふうに思っております。

したがって、今後、審査会の流れを我々保ってまいりますけれども、現在、次の審査会についても準備中でありまして、先生方の気持ちを酌みながらいこうと思っておりますが、この5月、6月の流れは非常に先生方も大変な関心を持って見ておられます。

そういう中で、審査会の先生方とも、十分意見交換、意思疎通ができるようにやっていきたいというふうに思っております。

○岩中伸司委員 そうすると、審査会は、6月に案が出されるまでは開かれるのは厳しいということですか。

○村田環境生活部長 いや、時期的には今調整中ですが、今の準備状況としては開こうと思っております。

○西岡勝成委員 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 新たな救済策を6月ということで、今取り組みが進められているということですが、やはり基本は、その実態調査云々じゃなくて、実態調査でこの救済策の中身が変わったらいけないと思うんですよ。やっぱり県議会のこの特別委員会で求めているのは、平成7年度と同様の手当て、一時金

を含む救済策を講じてくれというようなことですから、やっぱりそこは頑として、まあ実態調査がどの程度参考になるかはわかりませんが、非常にこれが意味あるかどうか、そういった疑問も前回呈させていただいたんですけれども、そういったことを抜きにして、やっぱり6月までに特別委員会が求めている救済策の実現に全力を挙げていただきたいと思いますが。

○谷崎水俣病保健課長 今、鎌田委員の方からお話がありましたように、私どもの方も、今年の5月に県議会とともに御要望させていただいて、これにつきましては座長の方にも折を見て何度もお話をいたしております。座長の方も、私どもの気持ちあるいは県議会のお気持ちは十分心得ていらっしゃると思いますので。

ただ、今回の実態調査というのは、それを検討するに当たって、少なくとも、今救済を求めていらっしゃる方々の健康状態の把握をつぶさにしたいという趣旨のもとでやられているものだと思いますので、そういう意味では我々の趣旨も踏まえたところでの救済策の検討がなされるものというふうに期待をいたしているところでございます。

○鎌田聡委員 基本は基本として、やっぱり平成7年の政治決着、これをやっていくということで、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思っております。

それと、認定審査会のお話がありました。非常にやっぱり審査会の委員さんの思い等もあるかと思っておりますけれども、もう一つは、体制としての検診医、やっぱりここは県として責任を持ってやっていかなきゃならないと思うんですよ。検診医の確保ができていないという状況がこの間ずっと報告されておりますけれども、この協議を進めているということで、どこまでどのような協議をして、どのような

方向が今出ているのかをお話ししていただきたいと思います。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

検診体制の確保につきましては、関係医療機関の方にできるだけ対応をれまでもお願いしてきたところでございますけれども、なかなかその確保が難しい状況でございます。

背景としましては、全体的な医師不足ということもございまして、また水俣病に関しましては、水俣病に関する専門的な知識、経験が豊富な方が必要であるということもございまして、なかなか難しい状況でございますけれども、今後とも引き続き努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鎌田聡委員 いわゆるこういった検診体制がきちんとでき上がってこそ、また審査会も審査ができていくと思いますので、非常にそこが進まなければ、やっぱり3,300名認定申請者がいらっしゃるので、まあ何ぼかは新たな救済策に流れるかもしれません。しかしながら、認定申請者3,300名をきちんと審査するんだというふうな体制はきちんと県でつくっていかなくちゃならないと思いますので、検診医の確保はもっと危機感を持って進めたいと思います。（「それは環境省にも言わなりたい」と呼ぶ者あり）

○田中水俣病審査課長 先ほど御説明しましたように、これまでの医療機関の方に委託するやり方と、それから、県からも直接検診医を確保しまして、それを派遣する形で体制の整備を進めているところでございます。

その関係もありまして、従来は月10人程度の検診能力でございましたけれども、それにつきましても、30名程度に現在ふえてきている状況でございます。これでも現在のペース

で年間どれくらいやれるかという話になりますと、まあ300から400人程度になるわけでございますけれども、さらに各先生方に、やはり検診回数をふやすなり、そういった取り組みも含めまして、さらに検診の促進につながっていくような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 ぜひよろしく申し上げます。

○西岡勝成委員長 ほかはございませんか。

○大西一史委員 済みません、ちょっとさっきの話に戻ります。

被害者の実態調査、まあアンケート調査の件ですけれども、これは5月10日現在で約70%ということで、これは、しかしもうそれこそ6月23日までにいろいろ決めるとなれば、これももう締め切りといいますか、できるだけぎりぎり門戸を開いておくということが大事だというふうに思いますが、これはある程度期限も来ているのかなというふうに思いますので、この辺について最後はどういうふうな対応をして——やっぱり一人でも多くの方にこういうアンケート調査なり実態調査なりに答えていただいて、それを参考にさせていただくというのが筋だというふうに思いますので、その辺の状況についてどういうふうにお考えなのかというのが1点。

それから、今ずっとそれぞれ委員の皆さん方からお話が出ていますとおり、やはり環境省の動きというのがこれから本当に1カ月の間重要になってくるわけですが、いま一つちょっと私、ここのところずっといろいろ聞いておまして、もう与党PTの方で実態調査をやったということで、それ以外の話というのはほとんど何も聞こえてこないような状況でございますので、環境省の方の動きというのが、今現在どういう状況にあるのかというのをもう少し、県当局で感じておられること、

把握しておられることを含めて、ちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○谷崎水俣病保健課長 今、大西委員の方からお話がありましたように、一人でも多くの回答が寄せられるようにということで努力をしてみましたが、実は、きょう現在でも2けたの方々がまだ回答をお寄せになっているところがございます、これも一つ一つをまだ我々としても無視できない、そういう意味では一枚でも多く、一人でも多くの回答を国の方に、ある意味送り続けるという形になってきます。

どこで最後を迎えるかということですが、少しずつ少なくなはなっていますが、まだ高齢者の方も多いこともあるんですが、少しずつ協力しようという気持ちで送っていただいているという、非常にありがたい話だと思っていますので、我々としては、まだ引き続き国の方にそれを送り続けていきたいと思っています。

それと、環境省の動きでございますが、最近ちょっとそういう意味で問い合わせたり出向いたりもしておりましたけれども、なかなか環境省そのものの動きというのが我々としてもまだはっきり把握しておりません。そういう意味では、与党PTの動きに合わせて環境省が動かれるのかあるいはある程度何か作業をされているのか、そこも全く今のところ私どもの段階では見えていないところがございます。正直、そういう意味では、焦りとともにちょっと悔しい思いもしておりますが、状況がわからないということが正直なところでございます。

○大西一史委員 ひとつそのアンケート調査については、まだきょう現在でも2けた台の提出がなされているということでありますので、引き続きできるだけ送っていくということはこれはもう大事なことでありますし、ま

た、やっぱり司法救済ということをお患者団体の中でされて、実態調査を拒否されているという団体がおありだとは思いますが、それぞれのお考えの中であるんだろうというふうに思いますが、とはいえ、やはり司法救済というふうになれば、なかなかそれこそ長引いて決着がどんどんどんどん先送りされてしまうということもあります。ですから、そういう意味でも、できるだけ門戸を開いて、政治決着にぜひ皆さんも賛同していただくようにやっぱり努力をしていただく、そういう意味でのこれは私は実態調査ではなかろうかなというふうに思うんですね。

だから、その点について、団体ではそういう格好で実態調査を拒否されているかもしれませんが、個別の、それぞれの対象者の方々ということに関して言えば、もう早く決着をしたいと内心は思っておられる方もひょっとしたらおられるかもしれませんが。ですから、その点についてはしっかりと——これは委託を受けたということでやっておられるわけですから、できるだけ丁寧な説明をもってやっていただきたいということを申し上げておきます。

それと、やはり環境省の動きが、今、課長がおっしゃったように、よく見えないし、県としてもよくわからないというような状況、まあわからないというか、なかなか今整理している状況で伝わってこないという、具体的に環境省としても答えようがないというところもあるかもしれませんが、私たちも、こうやってぎりぎりの状態の中で県当局でも一生懸命今努力をされていますし、また、我々この特別委員会の方でも幅広く患者救済について限定をしてこうして議論をしているわけですから、やはり環境省としても、もう少し覚悟を持ってこの問題に、もう少し私たち県議会に顔が見えるような、環境省の今からの6月の解決策に向けての意気込みが見えるような、まあこれはちょっと具体的にどうこう

ということはないですが、やはりそういったものを示していただけるように、そういう意見が出たということ強く環境省の担当者並びに当局の方には伝えていただきたい、県議会としてそういうふうに委員会の方で出たということ伝えていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○荒木義行委員 これは委員長になんですけども、この間特別委員会ができて、正副委員長がかわられたということで、この後たしかまた園田座長あたりとは、6月の案の出方によっての要望といたしますか、お願いといたしますか、それは何かされる予定はあるんでしょうか。

○西岡勝成委員長 後で諮りたいと思っておりましたけれども……

○荒木義行委員 失礼しました。じゃあ結構です。

○岩中伸司委員 患者団体との意見交換会、先ほどの経過の報告でございましたが、これは、議会も特別委員長と副委員長、さらには執行部も出席をされていたんですか。

○谷崎水俣病保健課長 先ほど申し上げました大臣と患者団体との懇談には、知事、それからうちの方の執行部の部長以下が出席させていただきました。議会の方につきましては御出席をいただいております。済みませんでした。

○岩中伸司委員 そうすると、今非常に患者団体が——いろんな思いで新たに裁判をしていこうという人々を多く含む水俣病不知火患者会、それから、ここで報告されていた水俣病出水の会、これは最高裁判決以降会員が

急増していると。

これは、やっぱり平成7年度同様の救済を要望しているということで、さらには私は、最高裁判決でもっと多くの方が救われていくとか、患者として認定されていくという期待感もあって急増しているのかなと、いろんな思いがありますけれども、水俣病不知火患者会の場合は約1,900名とされていますが、今原告となられている1,270人ですけども、これはずっと1陣からふえてきていますが、今後も私は、これは1,900人だともっと原告の数がふえていくんじゃないかと思うんですが、どう考えていらっしゃるでしょうか。(「それはわからぬたい」と呼ぶ者あり)大体、患者団体との意見交換会で何かつかんであるかなと思って、関連をちょっと……。 (発言する者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあ、部長から。

○村田環境生活部長 人数がふえていくかいかないかというのはなかなか答えづらいところではありますが、第8陣までおられまして、ただ、不知火患者会の御主張は、いわゆる司法の場で救済を図る、司法救済という言葉を使っておられます。いわゆる、行政、政治の救済ではなくて、裁判所を介した形で救済の手法をとということです、その手法に賛同される方はその流れに行かれることになるでしょう。また、ほかの団体でも裁判にという動きがありますので、裁判の流れがある程度あることは間違いなし、救済策の内容を地元で御理解をいただけるかいただけないか、そういった今後の展開の中では、さらにそういったものが加速する余地を残しているといった危機感もございます。だから、それは間違いなくあるということでしょうね。

○前川収副委員長 いいですか、1つ。

今もお話がありましたけれども、今回、環

境省並びに与党に求めている解決策というのが、結果として、平成7年との対比の中で考えられたときに、あの当時と一番大きく違うのは、やっぱり、もう既に最高裁判決が出たという前提があつて、平成7年当時は、いわゆる司法救済じゃなくて、全部手帳によって、新しい解決策によって裁判がなくなることが全面解決だというような位置づけでとらえられていた社会背景があつたということです。

今回は、もう既に最高裁判決が出ているということで、司法の道というものを選ぶ人が仮にいたとしても、与党PTがどういう解決策を出されるかわかりませんが、その道は残るという認識を持つとかなないと、全面解決という意識を平成7年と同じような位置づけで考えてしまうと、私は大きな誤りになってしまうと。

つまり、司法解決の道を選ぶ人がいたとしても、やっぱりそれはもう権利を奪うわけにはいかぬと、まさに部長がおっしゃつたとおりですから、その辺の認識は我々は共有しとかなないと、平成7年と同じように、まあ一部残つたのが関西訴訟であつて、それが負けたという形なんですけれども、一部どころか大きく残る可能性もあるけれども、やっぱり今のままでは認定から漏れた皆さん方が、いわゆる昔の医療手帳というのがない状態であるということで救済ができないという形でとらえると、その部分を埋めていくというような形で考えるというしかないんだらうという意識を我々側も持つとかなないと、全面解決ということだけが前面に出れば、だれも何も出せなくなると。要するに、司法解決は、じゃあ裁判に行った人が残るということでは解決じゃないという感覚はもう持つべきじゃないというふうに私は思っております。これは意見です。

○西岡勝成委員長 今、副委員長から意見が

ございましたけれども、我々もそういう共通認識のもとにこの委員会を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げますとおきたいと思っております。

○吉永和世委員 その他もいいんですか。

○西岡勝成委員長 その他はまたその他でありますけれども、何かほかにございませんでしたら……（「ない」と呼ぶ者あり）ないですか。

じゃあ、その他に移ります。どうぞ。

○吉永和世委員 地元の認定患者の方々、やはりチッソの存続というのに非常に心配をされている部分があるんですけども、患者救済あるいは地域救済という意味においては、やはりチッソの存続というのは非常に大きなものがあるだろうというふうに思います。

確かに今チッソは景気がいいんですが、この景気がどこまで続くのかというのは、はっきり言ってわからない状況なんですね。今後やはりそういった心配事があるわけですね。チッソが本当につぶれないのか、存続できるのかという、そういった心配があるんですけども、そういったことというのは、やはり県の方で、また国の方でもある意味考えていってもらわないと、患者の方々の救済という意味においては、非常に不安を持った中での救済というふうになるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺は何か議論されているという部分はあるんですか。あればお伺いしたんですが。

○村田環境生活部長 チッソは今、液晶部門で大変業績もいいわけなんですけれども、17年度の数字で見ると限りでは、売上高でいくと約4割が水俣工場、なおかつ営業利益でいくと85%が水俣工場の営業利益だそうでございます。従業員の方も、チッソの従業員の方の60

%が水俣ににいるという、まさにチッソという会社にとっても非常に主力の工場になっていらっしゃるというふうに思っております、この何年かで液晶部門の活況というものが非常にいいわけで、それはそれで非常に今後の展開に一つの明るい材料ではあるんですが、チッソにいわゆる万が一のことがあってはならぬという形では、平成12年に、いわゆる国の支援策も含めた抜本支援策というものが導入されたことで既におわかりだと思うんですけども、そういう流れの中で出てきたと。

今回、救済策の中で、そういった対チッソあるいは財政的な意味でのどのような形でいくかというのが、実は園田座長が一番御苦心されているところだと思います。そこらあたりは、中身については現在まだ我々の方にどうだこうだというふうなことでお話をされている状態ではありませんが、今、吉永委員がおっしゃったことも十分にらんだ上で、PTの方でいろいろ御議論があるものと思っております。

○吉永和世委員 できればチッソが好調な時期に、ある意味一つの方向性といいたししょうか、患者の方々も将来安心できるというそういった方向性、あるいはまたチッソはチッソである意味新たな方向といいたししょうか、まあうまく言えないんですが、すべてがうまくいくような体制づくりといいたししょうか、何かそういったものも今回ある程度考えていただければ非常にありがたいなというふうに思います。そういった議論もぜひ座長の方に申し上げていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○西岡勝成委員長 要望でよろしいですか。

そのほかにございませつか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 ほかにないようござい

ましたら、私の方から一言お願いをいたしたいと思ひます。

きょうは、これまでの経過並びに現状について執行部から説明を受けました。今後6月末に向けて、現状に即した形で委員会の開催をいたしたり、また行動したりということがあると思ひますので、委員の先生方にはひとつよろしくお願ひをいたしておきたいと思ひます。

なお、今回、改選後新しいメンバーになったこともございまして、できれば早いうちに私と前川副委員長、執行部同行の上で、先ほど荒木委員からお話のございました園田座長を含め県選出の国会議員の先生方、また環境省の方にも、きょうのいろいろな委員会の意見も踏まえて、ぜひ上京をして早期解決へ向けのお願ひをしまひたいと思ひますけれども、よろしゅうございませつか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあ、そのようにさせていだけいて、またその結果につきましては委員会で御報告をさせていだけきたいと思ひます。

それで、また先ほど申しましたように、今後の日程についてはいろいろ状況の変化によりまして急にお集まりをいだけくようなこともあるかと思ひますが、御承知をお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、ほかにないようございませすれば、きょうの委員会はこれで終了させていだけます。

御苦労さまでございませました。

午後2時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長